

広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



3 月号

2019 (平成 31) 年
No. 174



サザン・セト大島ロードレース

2月3日、第35回サザン・セト大島ロードレース大会が周防大島町陸上競技場～国道437号の海沿いのコースで開催され、10部門に2,222人が参加し、健脚を競いました。

今年のゲストランナーは、中村優さんとM高史さんで、それぞれレースに参加され、大会を盛り上げていただきました。

4月7日は 山口県議会議員一般選挙の投票日です。

4月7日(日)は山口県議会議員一般選挙の投票日です。これからの山口県の未来をつくる大切な選挙です。あなたの一票を正しく使いましょ。

▼投票できる人

投票できるのは、平成13年4月8日以前に生まれた満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿登録基準日(3月28日)まで、引き続き3カ月以上周防大島町の住民基本台帳に登録されている人。(平成30年12月28日までに転入の届出をされた人。)

■周防大島町の選挙人名簿に登録されている人が、県内の他の市町に転出した場合

引き続き山口県内に住所を有する旨の証明書を提示すれば周防大島町で投票できます。

■県内他の市町の選挙人名簿に登録されている人が周防大島町に転出した場合

引き続き山口県内に住所を有する旨の証明書を提示すれば以前登録されていた市町で投票できます。

◆期日前投票の日時と場所

場所	期間	時間	対象地域
大島庁舎	3月30日(土)～4月6日(土)の毎日	8:30～20:00	町内全域
久賀・橘庁舎 東和総合センター	4月4日(木)～4月6日(土)の毎日	8:30～18:00	町内全域
各出張所	4月3日(水)	8:30～18:00	町内全域
前島公民館	4月3日(水)	8:30～11:00	前島地区
笠佐老人憩の家	4月3日(水)	10:30～11:30	笠佐地区
情島公民館	4月3日(水)	11:30～14:30	情地区
畑能庄公会堂	4月5日(金)	9:00～12:00	畑能庄地区
雨振公民館	4月5日(金)	9:00～12:00	雨振地区
神浦公民館	4月5日(金)	14:00～17:00	神浦地区
伊崎公民館	4月5日(金)	14:00～17:00	伊崎地区
源明区民館	4月5日(金)	9:00～12:00	源明地区
長浜集会所	4月5日(金)	9:00～12:00	長浜地区

※浮島地区の有権者の皆さまの期日前投票は、4月5日(金)までとなります。

※情地区においては、今回の選挙から期日前投票を行います。

▼期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭・レジャーや買い物などの私用で、投票所に行くことができない人は期日前投票ができます。

▼不在者投票

病院等に入院(入所)している人は、入院(入所)先が指定施設であれば病院等で不在者投票ができますので、施設長に申し出てください。

▼郵便投票

身体に重度の障害がある人は、郵便によって不在者投票ができます。この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を交付されている人で、その傷害の程度が一定の基準に当てはまる人や介護保険法に規定する要介護区分が「要介護5」の人に限りません。くわしいことは早めに選挙管理委員会へおたずねください。

▼点字投票

目の不自由な人は、点字により投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

▼代理投票

投票は自分で書いて投票するのが原則ですが、身体が不自由などのため、自分で書くことができない人は代理投票ができますので、投票所で係員に申し出てください。

▼入場券

入場券は郵送で届きます。投票日には入場券に記載してある投票所で投票してください。

入場券を忘れたり紛失したりしたときは、当日投票所の係員に申し出てください。

▼投票用紙

投票用紙は薄い黄色の紙に青色のインクで印刷されています。投票用紙の決められた枠内に、漢字、ひらがな、カタカナのどれでもかまいませんから、候補者氏名を正しくはつきり書いてください。

▼開票

- ◎日時 4月7日(日)午後8時
- ◎場所 B & G 海洋センター体育館

当日の投票所一覧

投票時間：午前7時から午後6時まで
(ただし、馬ヶ原投票区は午後5時まで)

浮島地区(江ノ浦・樽見投票区)については、今回の選挙から繰上投票(投票日：4月6日(土) 午前7時から午後5時まで)を実施します。※浮島地区の有権者の皆さまは4月7日(日)は投票できませんので、4月6日(土)までに投票をお願いします。

◆久賀地区

投票区名	投票所名	区域(行政区名)
大崎	大崎公会堂	白石、大崎
山田	山田公会堂	山田上、山田中、山田下
宮崎	久賀福祉センター	向町、八幡下、八幡上、仲町、洲崎、港町、戎町、上本町、本町
久賀中央	農業者健康管理センター	古町、東下津原、東天満町、西天満町、新開東、新開西、向津原、東中津原、西中津原、上津原、中瀬田、久保河内下、久保河内上、畑能庄、丸山、流田、佐古、前島
宗光	宗光公会堂	庄地、宗光東、宗光西
椋野	椋野公民館	久保田中郷、花田道面、平原大畑、木屋原、大元、山下浜東1区、山下浜東2区、山下浜西1区、山下浜西2区、西ヶ原

◆大島地区

投票区名	投票所名	区域(行政区名)
三浦中央	蒲野農村環境改善センター	東浜北、東浜南、中塚、西の郷、蔵本、明神松東、明神松西、三浦中村、新屋敷、西田、前港、後港、小山田北、小山田南、流東、流西、小平
三浦畑	畑老人憩の家	寺家、東畑、西畑
小松西	小松コミュニティセンター	瀬戸、笠佐、北一西、北一中、北一東、北二西、北二中、北二東、南三、南二、南一、宮の下、商船
小松東	しまとぴあスカイセンター	屋代中田、沖石、北石、小松中田、手崎、明新
開作	大島町漁業協同組合	安迫、水車、新開、砂堀、小方、松ヶ崎、金屋、唐樋、五反田
志佐	志佐老人憩の家	郷串、浜西、浜東、上湯所、下湯所
小田	さつき園作業所	上片山、中片山、下片山、石小田、先小田、中小田、和田、ほのぼの苑
砂田	屋代ふれあいサービスセンター「延命の家」	徳神、吉井、郷の坪、吉兼、上北迫、下北迫、東北迫、上砂田、砂田、下砂田、川地、羽越
神領	神領コミュニティセンター	神領、中、原、田中、銅
屋代畑	屋代山泉センター	棟畑、屋代中村、奥村、石原、檉原、自光寺
家房	家房公会堂	大東、久保、家房原、割石
出井	出井老人憩の家	川窪、中開地、天神東、明神、追通
津海木	津海木老人憩の家	立石、皆地
戸田	沖浦農村環境改善センター	赤石、中浜、迎原、原定、久保庄、下庄、坂本、西浜
横見	横見老人憩の家	森添、大歳、塩田
日見	沖浦ふれあいサービスセンター「延寿の里」	浜、塩町、奥田中、木原、里

◆東和地区

投票区名	投票所名	区域(行政区名)
伊保田	油田農村環境改善センター	情、雨振、伊保田(3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区)
小伊保田	小伊保田公民館	小伊保田
油宇	油宇集会施設	油宇(13区、14区、15区、16区、17区、18区、19区)
馬ヶ原	馬ヶ原公民館	馬ヶ原
和田	和田公民館	和田(東泊、西泊、中泊、庄東、庄西、庄里)
内入	内入公民館	内入東、内入西
小泊	小泊集会施設	小泊(東、東中、西中、天神)
和佐	和佐公民館	和佐(磯、東浜、東中浜、西浜、大西、郷)、神浦(東、西)
森野	東和図書館(旧森野小学校)	森(水上、鹿老渡、片上、盛浜、走出)、平野(後園、祇園、塩屋、内浜、江口、為栗、本平野、防河内、鎌田)
大小積	海辺の家おつみ	小積、大積
西方	西方公民館	長崎東、長崎西、下田東、下田中、下田西、西方
船越	船越公民館	船越東、船越中、船越西
外入	白木多目的共同利用施設	伊崎、外入(西泊、東泊、下妙見、上妙見、宮下、郷、西三下、東三下)
地家室	地家室別館	地家室西、地家室中、地家室郷、地家室東
佐連	佐連会館	佐連東、佐連中、佐連西
沖家室	旧沖家室小学校	沖家室南、沖家室中、沖家室峠、沖家室刈山、沖家室岡、沖家室鼻

◆橘地区

投票区名	投票所名	区域(行政区名)
鹿家	鹿家地区農事集会所	鹿家
安下庄東	原地区学習等供用施設	栄、安高、橘福祉会、原、古城
安下庄中央	橘総合センター	和戸、塩宇、西浦、真宮、正分、おれんじヒルズ、長尾天満、安下、立島、源明
安下庄西	橘ウインドパーク	三ツ松東、三ツ松中、三ツ松西、川間、田中、庄南、庄北、大泊
秋	秋老人憩の家	吉浦、江頭、下開地、西開地、神田
日前郷	日前郷公民館	貞広、大光寺、新屋上、新屋下
日前浜	しらとり苑	長浜、浜西、浜西中、浜中、日良居病院、愛和苑、浜東、日良居団地
土居	日良居出張所	土居西上、土居西下、土居西中、土居東中、土居東上、土居東下
油良	橘ふれあいかんころ楽園	油良西、油良西中、油良東中、油良東、たちばな園、油良郷
江ノ浦	浮島漁村センター	江ノ浦西、楽ノ江、江ノ浦東 ※投票日：4月6日(土)
樽見	浮島地区学習等供用施設	樽見 ※投票日：4月6日(土)

重度の障害のある方へ 特別障害者手当などが支給されます

重度の障害のある方で、日常生活において常に特別な介護が必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが受給できます。

●特別障害者手当

【対象】身体または知的・精神に重度の障害（※1）があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方

①重度の障害が二つ以上ある（内部障害の重複は一つの障害として扱います）

②重度の障害が一つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級療育手帳の障害の程度がA、精

神障害）が二つ以上ある

③重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

●障害児福祉手当

【対象】身体または知的・精神に重度の障害（※1）があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する子ども

①重度の障害が一つ以上ある
②知的障害（療育手帳の障害の程度がA）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

●特別児童扶養手当

【対象】身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

■1級に該当する子ども

①身体障害者手帳1・2級ま

手当	支給額（月額）
特別障害者手当	27,200円
障害児福祉手当	14,790円
特別児童扶養手当	1級 52,200円
	2級 34,770円

たは3級の一部（※2）

②療育手帳の障害の程度がA

■2級に該当する子ども

①身体障害者手帳3級または4級の一部（※3）

②療育手帳の障害の程度がB

（※1）身体障害者手帳1・2

級、知的障害者でIQ（知能指数）がおおむね20以下、重度の精神障害

（※2）下肢障害において、両

足首から欠くもの

（※3）下肢障害において、一

下肢の機能の著しい障害以上

手当には支給制限があります

・本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき

・社会福祉施設に入所しているとき

・3カ月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

◎手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります

手当によって必要な書類が異なります。詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

■問い合わせ

福祉課

☎0820（77）5505



ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎0820（22）2125

山口県消費生活センター

☎083（924）0999

自宅の水漏れ修理などで思いがけない請求に注意!

【相談】

キッチンの蛇口から水が漏れているのを発見したので、業者に修理の見積もりを依頼した。来訪した業者から水漏れの状況を確認後「すぐにでも作業が必要」と言われ不安になったため、料金が高いと思ったがその場で契約をしまった。冷静になって考えるとやはり修理代が高いように思う。解約したい。

【処理】

元々契約の意思はなく、単なる見積もりを依頼して訪問してきた業者とその場で契約した場合は、訪問販売に該当する。契約書などの書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができるため、解除通知の書き方や出し方について助言した。

【ワンポイント講座】

水漏れなどの生活に影響するトラブルは早く解決したいという気持ちもあり、その場で契約してしまいがちです。しかし、十分な検討をしないまま契約を結ぶのは危険です。日頃からトラブルが起きた時に備え、初期対応や安心して修理を依頼できる業者について事前に情報収集しておきましょう。

■問い合わせ 周防大島町商工観光課

☎0820（79）1003

↳ 申請はお済みですか？

高額医療・高額介護合算療養費制度 についてお知らせします

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用して、自己負担が高額になっている世帯の負担を軽くするための制度です。

平成29年8月1日から平成30年7月31日の計算期間で、支給の対象となる可能性の高い国民健康保険または後期高齢者医療制度加入世帯に「申請のお知らせ」をお送りしますので、早めに申請してください。

なお、次の①、②に該当する方は、計算期間内に支払った自己負担額の合計が確認ができないため、「申請のお知らせ」が届かない場合があります。

①平成29年8月から平成30年7月の間に住所を変更した方

(国民健康保険の場合は市町村を越えて住所を変更した方、後期高齢者医療保険の場合は都道府県を越えて住所を変更した方)

②他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入した方

これらに該当する方は、支給の対象となる場合がありますので、前住所地や以前加入していた医療保険の窓口で自己負担額証明書を手入のうえ申請してください。ただし、申請をしても限度額を超えない場合は支給されません。

※被用者保険(職場の健康保険・共済組合など)に加入している方は、ご加入の被用者保険の窓口にお問い合わせください。

■支給額算定方法

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が計算対象期間1年間で自己負担額を超えた額を7月31日時点の世帯単位で支給します。(同一世帯であっても他の医療保険に加入している方との合算はできず、加入している医療保険ごとに別々に計算します。)

■申請先 平成30年7月31日時点で加入していた医療保険

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎0820(73)5502

国民健康保険と後期高齢者医療保険に加入の皆さまへ こんなときは、役場に届出が必要です

こんなとき	手続きに必要なもの(欄外下の※を併せてご参照ください)	
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者
他の市区町村から転入したとき	転出証明書	転出証明書・負担区分証明書等(前住所地で申請し交付を受けた場合)
転出・転居・世帯変更するとき 世帯主や氏名等が変わったとき	保険証	保険証
修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書	
社会保険を脱退したとき	社会保険を脱退した証明書	
社会保険に加入したとき	国保・社保両方の保険証	
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	
加入者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの	保険証・死亡を証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	保護廃止決定通知書
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護決定通知書	保険証・保護決定通知書
交通事故など第三者から傷害を受け 保険証を使用したとき	保険証・事故証明(交通事故の場合)	保険証・事故証明(交通事故の場合)
保険証を紛失したとき	本人であることを証明するもの	本人であることを証明するもの
一定の障害がある65歳以上75歳未満の方で、 医療保険の変更手続きをするとき	〈国保から後期に変更の場合〉 年金証書、身体障害者手帳・医師の診断書等 障害の程度を確認できる書類・保険証	〈後期から国保に変更の場合〉 保険証
	国民健康保険と後期高齢者医療保険のどちらに加入するか選択できます。	

※必ず該当する方の印鑑を持参してください。

※原則として、マイナンバーの記載が必要になります。届出の際は、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証等の身分証明書)をご持参ください。代理申請の場合は、代理の方の身分を証明するものも持参してください。

詳細につきましては、健康増進課医療保険班〈☎0820(73)5502〉までお問い合わせください。

※各種届出は最寄りの総合支所および出張所で手続きできます。

しつちよる？ やつちよる？ 健康づくり！
 「ちよび塩」でおいしく、運動・活動で元気に！ 72



学校ぐるみで取り組む「ちよび塩」活動《最優秀賞を受賞！》

大寒波が到来した1月26日、27日。雪景色の宇部市で開催された「第7回日本公衆衛生看護学会学術集会」の活動報告部門で、「学校ぐるみで取り組むちよび塩活動」が「最優秀演題賞」を受賞しました！

この賞は、全国から応募された285演題の中から活動報告として5題が選抜され、1000人を超える参加者の投票により、最も多い得票数を獲得した1題のみに贈られるものです。つまり、人々の健康や豊かな生活を支援する活動として、「ちよび塩」が先駆的、効果的で優れていると認められたわけです。

学校が大活躍！
 学会ではワークシヨップ（研究集会）も開催され、周防大島町を代表して養護教諭の和田久美子先生（浮島小学校）、栄養教諭の西本美希先生（橘給食センター）が登壇し、「学校でのちよび塩活動」を題材に、学校と地域が協力し合うための工夫や方法、反応や成果等を報告されました。会場では、子どもたちの健康を守るための熱い意見交換が行われ、学校保健の枠を超えた取り

組みに賞賛の声があがりました。

◆学校給食でちよび塩

給食献立表に食塩量が記載されているのをご存知ですか？日頃からちよび塩を意識できるよう、栄養教諭の先生方が工夫したもので、全国でも本町独自の取り組みです。このことで、調理員さんの減塩意識も高まり学校給食自体も減塩傾向にあります。発表頂いた橘給食センターでは、この三年間で小学校で0・46g、中学校で0・74gの減塩に成功し、子どもたちのちよび塩を大きく後押ししています。

【橘給食センターにおける食塩相当量の推移（1食平均）】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
小学校	2.45g	2.29g	2.23g	1.99g
中学校	3.28g	2.99g	2.93g	2.54g

※基準値：小学校 2.5g、中学校 3.0g

◆生きた教育でちよび塩

平成29年度より、学校の協力を得て町内の全中学生、小学4～6年生を対象に食塩調査を行っています。平成29年度の結果では、小学生10・3g、中学生10・9gと、子どもの頃から食塩を摂り過ぎている実態が明らかとなり、授業や学校行事を通じて、子どもたち

はもちろん、家庭や地域に向けて多くのちよび塩情報が発信されています。発表頂いた浮島小学校では、各家庭のみそを持ちより食塩量を測定したり、児童がちよび塩マンに扮し、ちよび塩の大切さを伝える「ちよび塩劇」が島民に披露されるなど、学校が町の健康づくりを力強く推進しています。

【食塩摂取目標量（1日平均）】

	男子	女子
8～9歳	5.5g	6.0g
10～11歳	6.5g	7.0g
12歳以上	8.0g	7.0g

出典：「日本人の食事摂取基準 2015」

今後も子どもたちの健康を守り、健全な成長を育むため、学校関係者や地域の皆様のご協力を得ながら、ちよび塩を通じた健康づくりを推進して行きたいと思えます。ご協力、応援のほどよろしく願います。

●ちよび塩クイズ

子どもたちのおやつとしても利用しやすい菓子パン、調理パン。食塩の多い順に並べ替えて下さい。（答えは、11ページに掲載）

- ①クリームパン（110g）
- ②メロンパン（115g）
- ③カレーパン（120g）

■問い合わせ

健康増進課 健康づくり班
 ☎0820（73）5504



周防大島高校の学生を対象に、アジの三枚おろし講習を行いました。一人一尾ずつ全員がさばけるよう準備しました。初めて魚をさばくという人が多く、はじめは「気持ち悪い」「難しい」と悪戦苦闘しながらも真剣に取り組んでいました。おろしたアジは衣をつけてフライにし、一緒に作ったタルタルソースでいただきます。残った骨も油でじっくり揚げて骨せんべいにし、無駄にしない工夫を伝えました。自分達で一から作った料理はおいしく感じられたと思います。この実習を通して、魚料理を少しでも身近に感じてもらえたらと思います。

◆周防大島町食生活改善推進協議会
 東和支部 竹本 よし江



狂犬病予防注射と犬の登録を行います

平成31年度 狂犬病予防注射日程

◎町内どこの会場でも受けることができます

4月12日(金)	8:45~8:55	家房停留所
	9:00~9:10	出井停留所
	9:15~9:20	津海木消防機庫
	9:25~9:40	役場沖浦出張所
	9:45~9:50	横見集荷場前
	9:55~10:10	日見公会堂
	10:15~10:25	志佐老人憩いの家
	10:30~10:55	山口大島農協集荷場 (小松)
	11:05~11:15	志駄岸神社駐車場
	11:20~11:30	小松港
	11:45~11:50	奥畑停留所
	11:55~12:00	檜原停留所
	12:05~12:15	旧神領停留所
12:20~12:30	旧屋代小学校入口	
12:35~12:55	大島庁舎前公園	

4月15日(月)	8:40~8:50	三浦寺家橋
	8:55~9:20	役場蒲野出張所
	9:25~9:30	西の郷浜老人憩いの家
	9:35~9:50	役場椋野出張所
	10:00~10:50	農業者健康管理センター (久賀)
	12:00~12:15	樽見渡船待合所
12:30~12:35	江ノ浦渡船待合所	

4月16日(火)	8:50~8:55	秋集荷場跡地
	9:00~9:05	吉浦集荷場前
	9:10~9:25	庄集荷場前
	9:30~9:40	三ツ松区民会館
	9:45~10:10	橋庁舎
	10:15~10:25	原区民会館
	10:30~10:40	安高米穀店横
	10:45~10:50	鹿家集荷場前
	10:55~11:10	油良集荷場前
	11:20~11:30	長浜集荷場跡地
	11:35~11:45	しらとり苑横
	11:50~12:00	日前郷集荷場前
	12:05~12:15	日良居庁舎

4月17日(水)	8:50~8:55	馬ヶ原集荷場跡地
	9:05~9:15	油宇集会施設
	9:20~9:35	役場油田出張所
	9:40~9:45	小伊保田集荷場跡地
	9:55~10:10	役場和田出張所
	10:15~10:20	内入集荷場跡地
	10:25~10:30	小泊集荷場跡地
	10:35~10:40	和佐公民館
	10:50~11:15	東和総合センター
	11:30~11:35	佐連会館
	11:45~11:50	伊崎集荷場前
	11:55~12:05	役場白木出張所
	12:10~12:20	船越集荷場跡地
	12:25~12:35	西方旧選果場前

◆問い合わせ 生活衛生課
☎0820(79)1010

犬の飼い主は、犬の登録（生涯1回）と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法で義務づけられています。左記の日程で予防注射を行いますので、必要料金および飼い主の方へお届けする通知書をご持参のうえ受けてください（※通知書内の太枠で囲っている問診欄に必ずご記入ください）。



なお、都合により受けられない犬は、獣医師のもとで受けてください。また、会場によっては状況により若干予定時間に差異が生じる場合がありますので、ご了承ください。

■該当する犬 生後91日以上の犬

■料金（1頭あたり）

・登録済の犬 2,950円

（内訳：予防注射代 2,400円 注射済票 550円）

・未登録の犬 5,950円

（内訳：上記料金および登録料 3,000円）

■飼い主の住所または飼い主が変更になった場合や犬が死亡した場合には、届出書を生活衛生課または各総合支所・出張所へ提出してください。

■新しく犬を飼い始めた方、まだ登録が済んでいない犬を飼われている方は、注射実施までに生活衛生課または各総合支所・出張所で登録を行ってください。

ペットは正しく飼いましょう

▼犬の飼い主の方へ

- ◇犬のフンの放置に対する苦情が後を絶ちません。散歩中に、フンをしたら袋などにに入れて必ず持ち帰りましょう。
- ◇放し飼いは禁止されています。散歩中も必ずつなぎましょう。
- ◇飼養施設を常に清潔にして、周辺に迷惑をかけないようにしましょう。
- ◇生後91日以上の犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。
- ◇死亡したとき、または飼い主の住所や飼い主が変わったときは、届出が必要です。
- ◇迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札・狂犬病予防注射済票を付けましょう。

▼猫の飼い主の方へ

- ◇他人の家にフンや尿をしたり、車に上がつてキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。
- ◇繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。
- ◇迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。
- ◎野良猫へのエサやりについて
無秩序な野良猫へのエサやり行為は、飼い主のいない猫を増やすだけでなく、ノミの発生や悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。

犬・猫に関する苦情が増えています

農業者年金に加入しませんか？

○農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

※農業者年金に加入される方は国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）の納付も必要となります。

○少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

○終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることがで

きます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

○税の特例が用意されています
☆支払った保険料は、全額（1人当り最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が120万円までは非課税となります。

○認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

加入時の年齢や必要な要件により、補助の金額や受けられる期間に違いがあります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

■問い合わせ

・周防大島町農業委員会

（農林課）

☎0820（79）1002

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）

☎03（3502）3942

<http://www.nounen.go.jp/>

・山口大島農業協同組合本所
または各支所

後期高齢者医療保険料の年金天引き（特別徴収）4月開始について

後期高齢者医療保険料は、原則として介護保険料が差し引かれている年金からの天引き（特別徴収）により納めていただくようになります。

次に該当する方は、4月に受給される年金から保険料の天引きが開始されます。

- ①本年2月に年金から天引きされた方
- ②昨年10月2日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方

（介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき）

※①②に該当していても、「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

年金から天引きとなる方でも、口座振替による納付に変更することができます。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。希望される方は、金融機関で口座振替の手続きをした後、健康増進課医療保険または各総合支所・出張所の窓口で納付方法変更の申請を行ってください。（納付状況により変更できない場合もあります。）

■問い合わせ

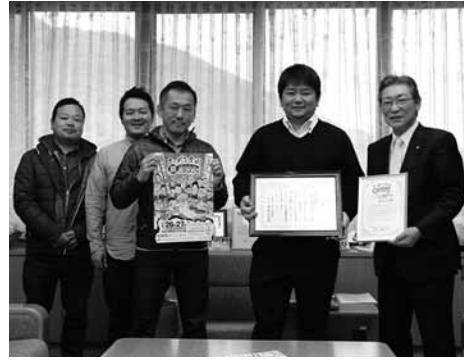
健康増進課 医療保険班

☎0820（73）5502



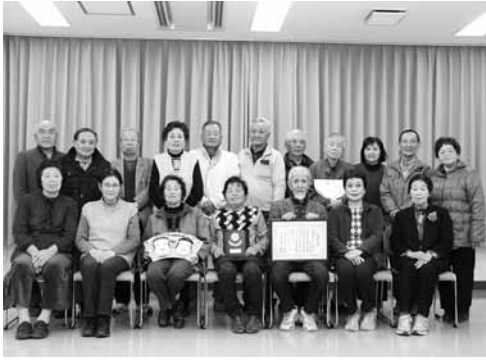
受章・表彰

◆ニッポン全国鍋グランプリ2019
審査委員特別賞
周防大島鍋奉行会



▲1月29日、受賞の報告に訪れた周防大島鍋奉行会の皆さん

◆全国老人クラブ連合会表彰
周防大島町老人クラブ連合会 大島支部



▲表彰された周防大島町老人クラブ連合会 大島支部の皆さん

30 周防大島の文化財 庄地古墳群（久賀）

庄地古墳群は、周防大島町内の二大古墳群の一つで、古墳時代後期（7世紀）に築造された、いずれも無袖（むそで）の横穴式石室の古墳である。

地形的には、久賀平野の南半分を眼下に一望でき、文殊山から派生した三本松山（263 m）の中腹、標高50～80mに立地し、7基の古墳が発見される。このうち、現存しているのは、1号墳・2号墳・3号墳・4号墳・7号墳である。石質は、花崗岩を主とし、一部安山岩を使用している。



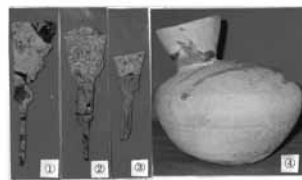
※第5号墳、第6号墳は盗掘され、遺構の痕跡は消失。

昭和53年（1978）、当時の久賀町教育委員会から県教育庁文化課に古墳発見の報告と調査依頼があり、文化課調査員2名（戸成嵩和と私）が派遣された。その際、この古墳を4号墳と命名して発掘調査を行った。同時に庄地古墳群の実態調査をして、調書を作成し、第4号墳の発掘調査結果の遺構及び遺物の実測図と共に、久賀町教育委員会へ報告した。現在、古墳からの出土物は久賀歴史民俗資料館1階に保管・展示してある。

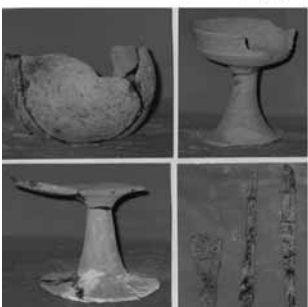
《周防大島町文化財保護審議会会長 尾野榮明》



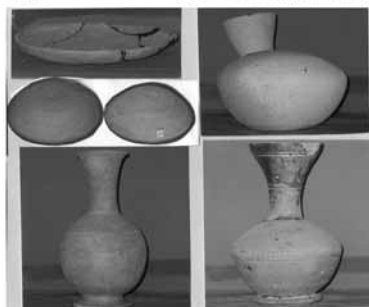
第2号墳出土土器



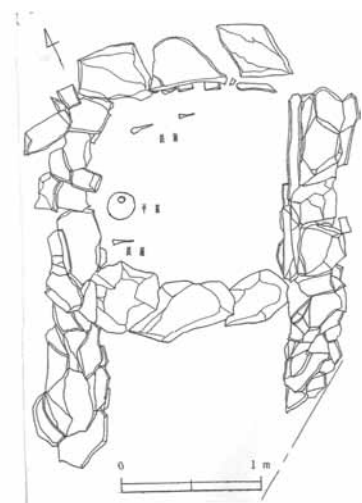
第4号墳出土鉄製品・土器



第5号墳出土土器、鉄製品



第6号墳出土土器



第4号墳遺構実測図

ほうでえ～

ありゃ～のう

周防大島町の話題



▲椎木町長と記念品の交換を行ったSTU48の石田千穂さん⑤と石田みなみさん⑥

※「C to Seaプロジェクト」

子どもや若者をはじめとして、より多くの人に海や船の楽しさを知ってもらうため、マリンレジャー体験等の海に触れる機会の増加や効果的な情報発信等を推進する官民一体の取組です。

STU48が表敬訪問

2月20日、「がんばっちよるけー!周防大島・女子旅PRプロジェクト」の一貫として、「C to Seaプロジェクト※」アンバサダーに任命されているSTU48の石田千穂さんと石田みなみさんが椎木町長を表敬訪問しました。

STU48のお二人は、「周防大島の魅力をたくさん伝えていきたい」「SNSを使って発信して、たくさんの方に来てもらえるように協力できたら」と語られました。

「がんばっちよるけー!周防大島・女子旅PRプロジェクト」とは、大島大橋損傷事故により生活・観光に大きな影響を受けた周防大島町を、様々なツールを活用してその魅力を発信し、誘客を促進することによって復興を支援する取組で、STU48の「旅」をテーマにしたユニットメンバーが島内を見てまわり、SNSや動画配信番組で紹介されます。

2分の1成人式

2月18日、大島文化センターにおいて、2分の1成人式が行われました。

これは、10歳の節目を迎えた町内の小学4年生を対象に行っているもので、子どもたちは、将来の夢やこれからの目標について一人一人が発表し、その夢や目標に向かって取り組むことや努力することなども力強く発表しました。

また、「私のふるさと」と題して、宮本常一記念館の高木泰伸学芸員が講演を行い、周防大島出身の著名人のふるさと周防大島へ抱いていた想いなどについて話されました。



▶それぞれの将来の夢や目標を力強く発表されました

島スクエアフォーラム

2月10日、島スクエアフォーラム2019が大島文化センターにて開催されました。

島スクエアは、大島商船高等専門学校が主催し、地域資源を活用した起業家の育成を通して、地域活性化を目指す取り組みを進めており、この日は、事業報告、修了生の事業プランの発表、実験販売や「人口増が続く東川町の取り組み」と題し、北海道東川町の取り組みについての基調講演などが行われました。

また、「海と大地の共創〜人口増につなぐ地域資源の活用と起業〜」と題して、パネルディスカッションも行われ、子育ての面や教育の面、起業家からの視点などから、活発な意見交換が行われました。



▲パネルディスカッションの様子

制限債権（損害額）の裁判所への届出が始まりました

昨年10月22日未明に発生した外国船籍貨物船による大島大橋への衝突事故について、事故を起こした船会社は、広島地方裁判所へ船主責任制限法による責任制限手続開始の申立てを行い、裁判所は2月15日付けで責任制限手続の開始を決定しました。

これにより、手続きに参加するには損害を受けた住民の皆さまや事業者の方は、裁判所が定めた「参加届出書」に必要事項を記載し、領収書等の証拠書類の写しを添付して、届出期間内に広島地方裁判所に提出する必要があります。

届出された債権は、裁判所が選任した管理人により内容の調査が行われます。

裁判所への届出に必要な書類は、各戸配布でお配りするほか、各総合支所・出張所で配布するとともに、町のホームページからダウンロードできます。

また、損害の届出に関し、提出書類の作成の相談や作成した提出書類の確認を希望される方は、領収書・印鑑等をご持参の上、総合支所窓口までお越しください。

※損害の届出に関し、領収書等の証拠書類の写し（コピー）が必要な方は、各総合支所・出張所でコピー（無料）が行えます。



◆責任制限手続開始決定

2月15日午後5時

◆制限債権の届出期間

6月14日まで

◆裁判所の定める責任限度額

24億5,501万9,244円

○電話相談窓口・連絡先

総務課 0820(74)1000

周防大島町商工会・本所

0820(79)0300

○書類の作成相談窓口・連絡先

大島総合支所 0820(74)1001

久賀総合支所 0820(79)1000

橘総合支所 0820(77)5500

東和総合支所 0820(78)1110

こんにちは、地域おこし協力隊（観光協会）の新井です。新年を迎えて早3カ月。着任してもうすぐ丸一年の節目を目前に、時の早さを実感しております。

新たな生活がここ周防大島で始まり、多くの町民の方々に「けん玉の人」というイメージがついてきていることを嬉しく思います。昨年は東和町放課後先生でのけん玉体験、明新小学校でも同様の会を実施させて頂き、また今月24日にも沖浦小学校にてけん玉体験を行う予定としております。けん玉の普及活動に関してのことなら、ぜひ新井までお気軽にお声掛けください。喜んで伺わせていただきます。

さて、来月4月21日にサイクリイベント「シマクルロングライド試走会」を観光協会とサイクルアイランド協議会を中心に開催いたします。

地域おこし協力隊員 新井謙太郎の

しましまタイムズ

SHIMASHIMA TIMES

5

周防大島町観光協会

☎0820(72)2134



▲サイクリストに人気の五条の桜

今回のイベントでは、周防大島の魅力をもっと多くのサイクリストに知って頂くことや、しまなみ海道を起点とする瀬戸内ロングライドの新ルート（尾道〜今治〜松山・道後〜周防大島〜岩国〜宮島〜広島）を、サイクリストの方々に周知するために行うものとなります。道の駅サザンセットとうわをメイン会場にしてクルッと大島を一周するロングコースと、島の東側をクルッと周るショートコースを企画しております。

周防大島の魅力がサイクリストの目を通して全国に広がるイベントになるよう尽力していきます。



お知らせのコーナー

橋公民館臨時職員募集

■募集人員
1名

■勤務場所
橋公民館（橋総合センター内）

■勤務内容等
電話等の対応や貸館受付業務（簡単なパソコン操作等）

■勤務条件等
勤務日 週2〜3日程度
勤務時間 午前8時30分〜午後5時15分

■賃金 町の規定による

■採用期間
4月1日〜9月30日（更新の場合あり 開始日も応相談）

■申し込み方法
3月25日(月)必着で履歴書を郵送または直接お届けください。

■面接等
別途通知します

■申し込み・お問い合わせ
〒742-2806
周防大島町西安下庄
445-2
橋公民館
☎0820(77)0100

自衛官一般曹候補生募集

■受験資格
18歳以上33歳未満の者（32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者）

■受付期間
3月1日〜5月15日

■試験日
1次・5月25日(土)

■問い合わせ
自衛隊山口地方協力本部
柳井地域事務所
☎0820(22)8199

■会場
柳井市文化福祉会館
（柳井市柳井3718）

■相談内容
・土地 分筆・合筆、地目変更、土地の面積等の更正、土地の境界について
・建物 新築・増築、取り壊し、分割・区分など

■相談員
山口県土地家屋調査士会会員

■問い合わせ
山口県土地家屋調査士会
☎083(922)5975

■日時
4月6日(土)
午前10時から午後4時まで

■相談受付電話番号
☎0120-003-821

■内容
クレジット・キャッシング等の多重債務問題、相続登記等の相続問題、空き家を相続したがその管理処分に困っている、近所に管理されていない空き家があり雑草や悪臭等で生活環境に悪影響が出ている、また養育費問題等で困

募集

福祉課臨時職員募集

■募集人員
事務職員 3名

■勤務場所
たちばなケアプラザ

■勤務内容
プレミアム付商品券事業に関する業務（窓口での受付、簡単なパソコン操作、その他事務補助等）

■勤務条件等
勤務日 月曜日〜金曜日（原則として土、日、祝日は休み）
勤務時間 午前8時30分〜午後5時15分

■賃金 町の規定による

■採用期間
4月中旬〜平成32年3月末

■申し込み方法
3月28日(木)必着で履歴書を郵送または直接お届けください。

■面接等
別途通知します

■申し込み・お問い合わせ
〒742-2806
周防大島町西安下庄
3920-21
周防大島町役場福祉課
民生福祉班
☎0820(77)5505

相談

「表示登記の日」
無料登記相談会

山口県土地家屋調査士会で表示登記の日に土地建物の表示登記に関する無料相談会を行いますので、お気軽にご相談ください。

■日時
3月31日(日)
午前9時〜午後4時

■日時
3月31日(日)
午前9時〜午後4時

■日時
3月31日(日)
午前9時〜午後4時

■日時
3月31日(日)
午前9時〜午後4時

お知らせ

あなたの資産を確認してください

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋と、他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度です。

縦覧期間

4月1日(月)～5月31日(金)
(ただし、土・日、祝日は除く)

山口県青年司法書士協議会
相談会担当(明石)
☎083(227)3297

人権相談所を開設します

人権相談所では、差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する問題の相談を受けています。

【常設人権相談所】

法務局では毎日(休日を除く)人権相談に応じています。

山口地方法務局岩国支局(岩国市錦見一丁目16-35)

☎0827(43)1125

〈午前8時30分～午後5時15分〉

【特設人権相談所】

町内で毎月1回1会場(午前9時30分～正午)にて、地域の人権擁護委員による特設人権相談所が開催されています。

※悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります。

－平成31年度計画－

- 久賀総合センター
4月3日(水)、8月7日(水)、12月4日(水)
- 大島庁舎
5月8日(水)、9月4日(水)、1月9日(水)
- 橘総合センター
6月5日(水)、10月2日(水)、2月5日(水)
- 東和総合センター
7月3日(水)、11月6日(水)、3月5日(水)

人権擁護委員の就任について

平成31年1月1日付けで、清木由美子さん(久賀)、村田雅典さん(小松開作)が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、地域の皆さんが人権について感心をもってもらえるように啓発活動を行ったり、法務局の人権相談所や役場や公民館など公共施設において、地域の皆さんから人権相談を受けるなどの活動を行っています。

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505

りの方に、手続のご説明や
近くの司法書士事務所の紹介
など問題解決に向けてのご相
談を受け付けます。

午前中はご相談が多いた
め、回線が繋がりにくい場合
がございます。ご了承ください
い。

■お問い合わせ
山口県青年司法書士協議会
相談会担当(明石)
☎083(227)3297

■縦覧できるもの(固定資産
課税台帳にかわるもの)

・土地価格等縦覧帳簿(所在
地番、地目、地積、価格)

・家屋価格等縦覧帳簿(所在
家屋番号、種類、構造、床面積、
価格)

※縦覧台帳は旧町単位で作成
していますので、所在を確認
のうえ、該当の各総合支所ま
たは税務課で縦覧してくださ
い。

■縦覧できる人、縦覧に必要
なもの

①固定資産税が課税されてい
る土地・家屋を所有している

人。(ただし、土地(家屋)の
みを所有している者は、家屋
(土地)の縦覧ができません)

・必要なもの
本人確認ができるもの(運転
免許書等)

※納税者と同居の親族も同様
に取り扱います。

②納税者本人から委任を受け
た方
・必要なもの 委任状(また
は納税通知書等)

■縦覧料
無料

■時間
午前8時30分～午後5時15分

■場所

各総合支所または税務課

■問い合わせ
税務課課税第2班
☎0820(74)1008

相続登記はお済みですか?

不動産(土地・建物)の登
記名義人(所有者)がお亡く
なりになったときは、不動産
の所在地を管轄する法務局に
相続登記(名義変更)の申請
が必要です!

相続登記をしないままだ
と、「相続」が「争続」になっ
てしまうことも・・・。

相続登記をすることは、自
分の権利を大切にするととも
に、次世代の子どもたちのた
めにもなります。

詳しくは、法務局ホーム
ページをご覧ください。
([http://houmukyoku.moj.
go.jp](http://houmukyoku.moj.go.jp))

※登記相談は、予約制です。
■問い合わせ
山口地方法務局柳井出張所
☎0820(22)1198

**就学援助費・就学奨励費
交付申請**

■対象

- ・就学援助費
- ・町内小中学校児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学援助を希望される人
- ・就学奨励費
- ・特別支援学級へ就学している町内小中学校児童・生徒の保護者で就学援助を希望される人

※ただし、認定条件がありますのでおたずねください。

■交付内容

- ・学用品費・修学旅行費・学校給食費など

■申請期限

4月19日(金)

(年度の途中でも申請の受付を行います)が、認定となった場合は提出した日から援助対象となります)

■申請方法

教育委員会学校教育課または、各公民館に所定の様式により申請してください。

(継続を希望される人も、改めて申請が必要です)

■申請に必要なもの

- ・印鑑・生計を同一にする世帯全員の平成30年度課税証明書(ただし、平成30年1月1

日現在、町内に住所を有する方は必要ありません)・児童扶養手当証書の写し(該当者は必ず添付)・振込先口座

■問い合わせ

教育委員会学校教育課
0820(78)2204



**平成31年度前期
危険物取扱者試験案内**

■資格の内容

消防法では、一定量以上の危険物(ガソリン、灯油等)を取り扱う施設には、「危険物取扱者」を置いて取り扱うこととされています。

■試験の種類・実施日・場所

- ・種類 危険物取扱者試験(甲種・乙種・丙種)
- ・実施日 6月22日(土)、23日(日)
- ・場所 県内各市(各市により実施日が異なります)

■受験資格

甲種以外は誰でも受験できます。

■受験申請の手続き

受験申請の手続き方法は、書面申請と電子申請(インターネット申請)があります。書面申請は最寄りの消防機関に置いてある受験願書に必要書類を添えて期限までに提出してください。

電子申請の詳細は(一財)消防試験研究センターのホームページをご覧ください。
<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

■願書受付期間

4月8日(月)～4月22日(月)

■書面申請

4月5日(金)～4月19日(金)

■電子申請

4月5日(金)～4月19日(金)

■試験準備講習会

乙種第4類受験者を対象とした試験準備講習会を開催します。

■日時

5月23日(木)・24日(金)の2日間(両日とも午前9時から午後4時まで)

■場所

中国電力(株)柳井発電所ふれあいホール(柳井市宮本塩浜1578・8)

・定員 30名

・受講料

周東地区危険物安全協会
員 5500円
非会員 8500円

申し込みは、最寄りの消防署(所)に置いてある受講申込書に必要事項を記入し、願書受付期間内に消防署(所)へ提出してください。(受講料は講習会当日に徴収します)

■その他

柳井市においては、6月22日(土)に「乙種第4類」の試験が行われます。

■問い合わせ

柳井地区広域消防本部予防課
0820(23)7774

■問い合わせ

集合時間 午前9時30分

■申し込み・問い合わせ

また、少数の場合は開催できないこともありますので、ご了承ください。

■申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネットワーク事務局(農林課内)
0820(79)1002

催し

島のくらしをおすそわけ

く春コース

タケノコ缶詰づくり

■日時

4月19日(金)
午前10時～午後3時

■場所

大島地区農産物加工セン



ター(小松)

・体験料 1500円

・受入人数 10人

・募集締め切り 4月9日(火)

※昼食あり

●いちご大福づくり

■日時

4月28日(日)
午後1時～4時

■場所

大島地区 実施者宅

・体験料 1500円

・受入人数 5～6人

・募集締め切り 4月17日(水)

○各コースとも申し込み多数の場合は抽選となります。

また、少数の場合は開催できないこともありますので、ご了承ください。

■申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネットワーク事務局(農林課内)
0820(79)1002

受講生募集 周防大島で農業を始めませんか

- 対象者 次のいずれかに該当する方
- ・将来周防大島で農業を営むことを希望する方
 - ・援農作業を希望する方

■応募期限 4月12日(金)
※応募多数の場合は選考

周防大島みかんいきいき営農塾

- ◆募集人員 40名程度 ◆参加費 8,000円
- ◆受講期間 平成31年5月～平成32年4月
毎月1回、第1火曜日予定
- ◆会場 大島柑きつ振興センター他
- ◆研修内容 みかん栽培、流通の仕組み等



J A 生き生き帰農塾

- ◆募集人員 30名程度 ◆参加費 8,000円
- ◆受講期間 平成31年5月～平成32年4月
毎月1回、第3水曜日予定
- ◆会場 J A 山口大島久賀支所他
- ◆研修内容等 農業初心者向けに野菜・落葉果樹等幅広い作物の栽培基礎等

■申し込み・問い合わせ 周防大島担い手支援センター ☎0820(79)1007

タケノコを 出荷してみませんか!

4月はタケノコの収穫の季節です。タケノコを掘って、出荷してみませんか?

発生したタケノコを放置すると、竹林は拡大し、隣接地や農地などに侵入していきます。その駆除に苦勞されている方も多いと思いますが、タケノコを掘って出荷すれば、竹林の拡大防止と収入の一举両得です!

タケノコの掘り取りには唐鍬を使います。タケノコの腹面から鍬で掘り、地下茎の接合部のやや上から切断します。鍬傷をつける、タケノコの商品価値が極端に落ちるので、傷をつけないように掘り取ることが大切です。掘りとったタケノコは、日光に当たらないようにし、できるだけ早く選別を行い出荷します。

集荷は、4月に入ってから週3回程度、J A 山口大島の各支所または、ふれあい店舗にて荷受けされる予定です。出荷にあたっては、事前の登録が必要となりますが、最寄りのJ A 山口大島の各支所または、ふれあい店舗に行けば、どなたでも登録して出荷できます。なお、タケノコの出荷規格等については、左記にお問い合わせください。

■問い合わせ

- J A 山口大島販売指導部
☎0820(72)0970
- 柳井(岩国)農林水産事務所森林部
☎0827(29)1565

はるやすみ こども50円バス キャンペーンを実施します

3月21日(祝)～4月7日(日)

♪運賃額

全区間一律で1乗車につき50円

現金でお支払いの場合のみ対象となります。他の割引との併用や、バスカードでのお支払いはできません。

♪対象路線 防長交通(株)が運行する一般乗合路線(※高速バス、スーパーはぎ号、岩国市由宇町内の路線バスは除きます。)

♪対象者 小学生以下の児童・幼児
♪利用例 平野から徳山まで行く場合

- ・周防平野～大島駅前 50円
 - ・大島駅前～柳井駅前 50円
 - ・柳井駅前～徳山駅前 50円
- 合計150円で到着



♪問い合わせ 防長交通(株)平生営業所 ☎0820(56)5100

進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止

進学・進級時期は、生活環境や交友関係の変化に伴い、深夜はいかい等の不良行為や、万引き等の非行が増加することが危惧されます。

非行を未然に防止するためには、何気ない子供のサインに注意することが必要です。

例えば、

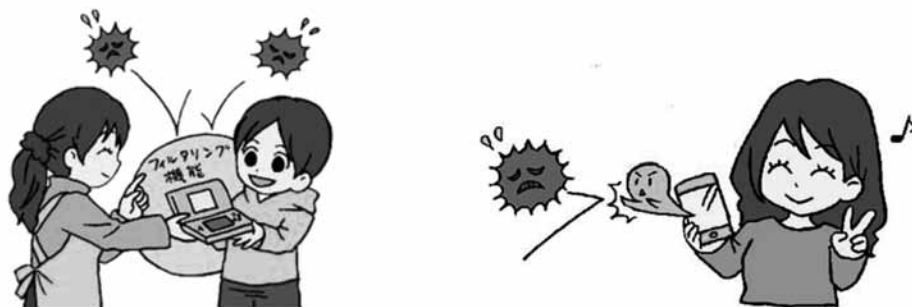
- 身なりが派手になる
- 言葉遣いや態度が乱暴になる

などがあり、これらサインに気付いた際は、その都度注意や助言をすることが大切です。

また、進学・進級を機にスマートフォン等を持たせる場合は、

- インターネット上には、有害情報が氾濫していること
 - SNSを通じて、子供が犯罪の被害者や加害者となる事案が多発していること
- など、インターネットに潜む危険性を、親子で十分に理解しておく必要があります。

子供を守るため、スマートフォン等にはフィルタリングを必ず設定するとともに、家庭で利用に関するルールを決め、インターネットを安全に利用するようにしましょう。



◆問い合わせ

周防大島幹部交番 ☎0820(72)0110 柳井警察署 ☎0820(23)0110

民泊受入家庭を募集しています！～体験が子ども達を変える！～

周防大島町体験交流型観光推進協議会では、民泊受入家庭を募集しています。過度なおもてなし等は、一切必要ありません。民泊を進めることで、地域の活性化や、現代の子ども達の健全育成に繋がればと考えております。生徒と受入家庭の心の交流をしてみたいという皆さん、民泊を始めてみませんか。

現在、100軒以上の方に会員としてご協力をいただいておりますが、来年度は、前期（5～8月）に17校（約2,000名）、後期（9～11月）に9校（約1,200名）の受入れを予定しており、受入れが連続する時期や大人数の学校を受け入れる際に受入家庭が不足している状況です。

少しでも興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。



※実際に受入れを行う際には、事前に説明会・研修会などを行います。

◆問い合わせ 商工観光課 体験交流推進班
☎0820(79)1003

竜崎温泉温水プール指導日
(3月21日～4月20日)

実施日	
4月	2日(火)、5日(金)、11日(木)、12日(金)、 16日(火)、18日(木)、19日(金)

※ 65歳以上の方の介護予防や健康づくりを目的とした水中運動の指導を行っています。

指導時間は午前10時～午後3時30分です。
実施日等は事情により変更することがあります。

◆問い合わせ 介護保険課 地域包括支援センター
☎0820(73)5506

釣り堀
「フィッシングビレッジやしる郷」の
施設を活用してみませんか

現在、屋代ダム公園すぐそばにある「フィッシングビレッジやしる郷」は休館していますが、当施設を運営したい方を募集します。



また、施設運営に関して様々なアイデア、提言等をお持ちの方は下記まで連絡をお願いします。

◆問い合わせ 商工観光課 公共施設管理班
☎0820(79)1003

元気ですか？
お気ですか？
ごうは 保健師です

自分らしい暮らしを続けるために

皆さんは「自分らしい暮らし」と聞くと、どのような生活をイメージしますか。生活スタイルや生活習慣は、人それぞれ異なりますが、高齢になり、医療や介護が必要なる状態になっても、できるだけ自分らしい暮らしを続けられることは大切だと思います。家族でも、離れて暮らしていると、生活状況が分からないこともありますので、自分はどうのように暮らしていきたいか、普段から話をしておきましょう。

どんなに健康な人でも、病気やケガをしたり、年齢とともに身体の機能が落ちてしまうことがあります。地域包括支援センターでは、在宅医療推進協議会を設置し、住民の皆さんがいつまでも自分らしい暮らしを続けるためには、どのような支援が必要か、話し合いを重ねています。

今年1月には、家でも病院でも適切な医療を受けることが出来るよう、病院と診療所の連携をより良くしていくことを目標に、関係者向けの研修会を開催し、診療所の医師の活動や、看取りの事例紹介を通

周防大島町保健師

松本可奈子

■問い合わせ
介護保険課 地域包括支援センター
☎0820(73)5506

し、患者さんの生活に寄り添った支援について学びました。

医療や介護が必要になっても、自分が過ごしたい場所を選択でき、そこで自分らしく過ごすことができる、そのような環境づくりに関係者と協力しながら取り組んでいきたいです。

「病院に通えなくなったらどうしよう」、「一人暮らしで先々が心配」など、不安を抱えている方がいらつしやるかもしれません。地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。困りごとがありましたら、いつでもご相談ください。



▲研修会の様子(講師:しまかぜ 在宅支援診療所 川口寛院長)

3月	
21日(木)	休日在宅当番医 〈9:00～17:00 安本医院 ☎73-0822〉
22日(金)	
23日(土)	安下庄スーパー海の市 〈16:00～20:30 橘グリーンパーク横(安下庄海の駅)〉
24日(日)	休日在宅当番医 〈9:00～17:00 野村医院 ☎76-0017〉 安下庄スーパー海の市 〈10:00～14:00 橘グリーンパーク横(安下庄海の駅)〉
25日(月)	
26日(火)	
27日(水)	
28日(木)	育児相談 〈10:00～11:30 大島文化センター〉
29日(金)	サザン・セト大島少年サッカー大会 〈9:30～ 町陸上競技場ほか 3/31(日)まで〉
30日(土)	
31日(日)	休日在宅当番医 〈9:00～17:00 安本医院 ☎73-0822〉
4月	
1日(月)	
2日(火)	
3日(水)	特設人権相談所 〈9:30～12:00 久賀総合センター〉
4日(木)	認知症相談日 〈9:00～16:00 日良居庁舎〉 【問合せ】地域包括支援センター ☎73-5506

5日(金)	こころの相談会 〈10:00～12:00【要予約】〉 【申込先】健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504
6日(土)	
7日(日)	休日在宅当番医 〈9:00～17:00 山中クリニック ☎72-0152〉
8日(月)	ちょび塩の日 PR 活動 〈11:00～13:00 セブンイレブン久賀店〉
9日(火)	
10日(水)	
11日(木)	
12日(金)	育児相談 〈10:00～11:30 日良居庁舎〉
13日(土)	
14日(日)	休日在宅当番医 〈9:00～17:00 おげんきクリニック ☎74-2490〉
15日(月)	
16日(火)	育児相談 〈10:00～11:30 久賀福祉センター〉
17日(水)	
18日(木)	
19日(金)	
20日(土)	
<p>○健康相談などに関するお問い合わせ 健康増進課 ☎0820(73)5504</p> <p>○妊娠・出産・子育てに関するお問い合わせ 子育て世代包括支援センターOhana ☎0820(73)5511</p>	

《4月の柳井健康福祉センター定例保健事業》

相談内容	実施日	時間
骨髄バンク登録検査	10日(水)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査	10日(水)	10:00～10:30
風しん抗体検査	10日(水)	10:30～11:00

相談内容	実施日	時間
HIV抗体検査	10日(水)	14:00～16:00
心の健康相談	16日(火)	13:00～14:00
思春期・ストレス相談	26日(金)	10:00～15:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。 ◆問い合わせ 柳井健康福祉センター☎0820(22)3631

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

未内定の新卒者・既卒者の皆さまへ

就職活動を継続されている今春卒業の新卒者・既卒者の皆さん、ハローワークは、最後まで皆さんを応援し続けます！就職活動の進め方について知りたいこと、不安なこと、求人情報など、お気軽にお問い合わせください。

◆問い合わせ ハローワーク柳井 学卒担当
☎0820(22)2661

人の動き (3月1日現在) ※増減は対前月比

人口	16,216人	(67人減)
男(日本人)	7,423人	〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 4人 転入 23人 小計 27人 減：死亡 32人 転出 62人 小計 94人
女(日本人)	8,701人	
外国人	92人	(増減なし)
世帯数	9,212戸	(38戸減)

周防大島町交通事故発生状況 (平成31年1月末現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
0	0	0

前年比

-2	±0	-2
----	----	----

物損事故件数

27	前年比	-1
----	-----	----

このコーナーはPDF版では掲載していません。

ニッポン全国鍋グランプリ 2019 で審査員特別賞を受賞！

1/26 (土)、1/27 (日)の両日に兵庫県姫路市で開催されました「ニッポン全国鍋グランプリ 2019」におきまして、周防大島名物みかん鍋がおかげさまで審査員特別賞を受賞しました。(併せて栄えある「J」ブランド鍋としても認定いただきました)

これにより 2020 年 10 月に埼玉県和光市で開催予定のグランドチャンピオン大会への出場権を獲得しました。

大会当日はお客様の行列が途切れることなく、2日間でなんと 1,500 杯を売り上げ、たくさんのお客様から「美味しい」のお言葉を頂戴しました。また、幾度となく「テレビで見たよ」「新聞で見たよ」と声を掛けていただき、更には嬉しいことに関西在住の周防大島出身の方々が応援に駆けつけてくださいました。



▲表彰式の様子

2006 年の誕生から 10 年は周防大島の名物鍋として、2016 年からの 10 年は山口県の名物鍋として、地域の皆さんに愛される鍋を目指して、これからは周防大島鍋奉行会を中心にみかん鍋の普及に努めていきたいと思っております。

◆問い合わせ

周防大島観光協会

☎0820 (72) 2134